

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6 月29日
【会社名】	図書印刷株式会社
【英訳名】	Tosho Printing Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川田 和照
【本店の所在の場所】	東京都北区東十条三丁目10番36号
【電話番号】	03 (5843) 9841
【事務連絡者氏名】	専務取締役 高坂 範之
【最寄りの連絡場所】	東京都北区東十条三丁目10番36号
【電話番号】	03 (5843) 9841
【事務連絡者氏名】	専務取締役 高坂 範之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第103期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとするものであります。

期末配当に関する事項

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、健全な財務体質を維持するための内部留保にも配慮しつつ、株主の皆様への安定した配当を継続することを基本方針としております。第103期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりにさせていただきます。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 2円 総額 171,212,660円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第32条（取締役の責任免除）および第42条（監査役の責任免除）に業務執行を行わない取締役または監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、沖津 仁彦、川田 和照、高坂 範之、矢野 誠之、足立 直樹、宮川 典久、藤野 俊二、稲川 好昭、北村 信彦、大野 仁の10氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、杵村 勝博氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、内藤 平氏を選任するものであります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役北村 信彦、辻 清司の両氏に対し当社における一定の基準に従い退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	69,315	195	0	(注1)	可決 99.7
第2号議案	69,378	132	0	(注2)	可決 99.8
第3号議案			0		
沖津 仁彦	67,920	1,600	0		可決 97.7
川田 和照	68,436	1,084	0		可決 98.4
高坂 範之	68,768	752	0		可決 98.9
矢野 誠之	68,768	752	0		可決 98.9
足立 直樹	68,749	771	0	(注3)	可決 98.9
宮川 典久	69,256	264	0		可決 99.6
藤野 俊二	69,259	261	0		可決 99.6
稲川 好昭	69,259	261	0		可決 99.6
北村 信彦	69,310	210	0		可決 99.7
大野 仁	67,464	2,056	0		可決 97.0
第4号議案	65,323	4,187	0	(注3)	可決 94.0
第5号議案	68,857	663	0	(注3)	可決 99.0
第6号議案	66,169	3,351	0	(注1)	可決 95.2

(注1) 議決権を行使することができる出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注3) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。